

平成29年度 「介護施設等職場体験研修（介護職経験者復職支援事業）」

実施要領

1 目的

結婚や出産等により離職した介護経験者(以下「介護職経験者」という。)に対し、介護に関する基本的な知識及び技術を再確認するとともに、介護現場の現状や最新の知識及び技術を習得するために、介護現場における職場体験研修を実施し、早期復職を支援することを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 静岡県社会福祉人材センター

3 対象者

求職者(介護職経験者)であって、職場体験研修を希望する者(以下「体験者」という。)原則、介護施設等(別表に掲げる施設等)を離職(離職後6か月を経過)した者であって、福祉・介護職に復職を希望する者。

4 事業実施期間

平成29年7月18日から平成30年2月末まで

5 職場体験の日数と時間

体験日数は、原則として1人あたり4日間程度とする。

1日当たりの時間は、原則として9時～16時とする。

※連続した日程を原則とする。ただし、特に事情がある場合はこの限りでない。

6 職場体験の内容等

施設・事業所(以下、「体験施設」という。)での体験は、下記例示を参考に体験者の早期復職につながる実効性のある内容とする。

<体験内容の例>

- | | | | | |
|--------------|----------|-----------|----------|---|
| (1)利用者の介護・介助 | ①車いす介助 | ②食事介助 | ③入浴介助 | 等 |
| (2)利用者との交流 | ①話し相手 | ②レクリエーション | ③学習指導の補助 | 等 |
| (3)作業補助 | ①配膳・下膳 | ②洗濯物の整理 | ③清掃 | 等 |
| (4)記録の書き方 | ①介護記録の記載 | 等 | | |

<留意事項>

- (1)体験施設は、体験初日または事前に必ずオリエンテーションを実施し、研修の流れ、利用者との接し方や留意事項等について説明するとともに、体験施設の事業の概要、目的、利用者等の思い等を体験者に伝えること。
- (2)体験施設は、体験内容を検討する際、体験者の希望を考慮すること。
- (3)体験施設において、面接後又は採用前提の当該者をこの事業に充てることは認めない。

7 経費の負担等

体験者の参加費は無料とし、交通費及び昼食代は体験者の自己負担とする。

8 経費謝金

体験施設に対し、職場体験研修受入れの謝金として、1日当たり1人につき3,500円を支払う。

9 実施方法

(1) 体験施設からの受入承諾書の提出

体験施設は、形態、時期及び留意事項を明記した「介護施設等職場体験研修(介護職経験者復職支援事業)受入承諾書」(様式1)を提出する。

(2) 体験希望者の受付

職場体験への参加を希望する者は、「介護施設等職場体験研修(介護職経験者復職支援事業)申込書」(様式2)に必要事項を記入し、静岡県社会福祉協議会 静岡県社会福祉人材センター(以下「人材センター」という)に提出する。

(3) 受入れの調整等

ア 人材センターは、「介護施設等職場体験研修(介護職経験者復職支援事業)申込書」の記載内容に基づき、体験希望のあった体験施設に対して個別に連絡し、受入れ等について調整を行い、双方に連絡する。

イ 職場体験希望者は、選定された体験施設に日時や留意事項の確認等を行い、職場体験を実施する。

(4) 体験実施後の報告等

ア 体験者は、職場体験終了時、「介護施設等職場体験研修(介護職経験者復職支援事業)実施報告書」(様式3)を作成し当該体験施設に提出する。

イ 当該体験施設は、体験者から受け取った「介護施設等職場体験研修(介護職経験者復職支援事業)実施報告書」(様式3)の受入事業所記入欄に記入、担当者印欄に押印し、「請求書」(様式4)を添えて、人材センターに提出する。

ウ 人材センターは、「請求書」(様式4)を確認の上、体験施設へ謝金を支払う。

エ 人材センターは、体験者に対し、福祉職場に関する情報提供や就業あっ旋等のフォローアップを行う。

10 その他

万一の事故に備え、体験者はボランティア行事用保険に加入するものとする。

※人材センターが加入手続をし、費用を負担する。

11 問い合わせ先

静岡県社会福祉人材センター 人材課

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会内

TEL : 054-271-2110 FAX : 054-272-8831

別表

| | |
|----------------------|--|
| <p>居宅サービス</p> | <p>通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 訪問介護 訪問入浴介護</p> |
| <p>地域密着型サービス</p> | <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> |
| <p>施設サービス</p> | <p>介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に限る） 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に限る） 軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に限る） サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に限る）</p> |
| <p>介護予防サービス</p> | <p>介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護</p> |
| <p>地域密着型介護予防サービス</p> | <p>介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> |